

第 1 1 回議会運営委員会記録

令和 4 年 2 月 9 日

【開催日】 令和4年2月9日（水）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前11時～午後0時3分

【出席委員】

委員長	大井 淳一郎	副委員長	宮本 政志
委員	伊場 勇	委員	笹木 慶之
委員	森山 喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高松 秀樹		
----	-------	--	--

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局長	尾山 邦彦	事務局次長	島津 克則
主査兼議事係長	中村 潤之介	庶務調査係長	田中 洋子
議事係主任	原田 尚枝		

【付議事項】

- 1 代表質問について
- 2 その他

午前11時 開会

大井淳一郎委員長 おはようございます。ただいまより第11回議会運営委員会を開会します。お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほどよろしく申し上げます。まず冒頭に、先回、会派創政会から出されました代表質問の廃止について協議しました。いろいろな意見があったところですが、私たちのみらい21、私は

みらい21の会員でもありますが委員長でもありますので、やはり公平性という観点から、みらい21の意見を代弁する方、代弁というか話してもらいたいという観点から、長谷川議員に委員外議員として出席をお願いしたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）それでは長谷川議員、よろしくお願いします。それでは、付議事項1点目の代表質問について、再度続きというか協議していきたいと思えます。まず前提として確認したいことがあります。代表質問と一般質問については、申し合わせ事項83にありまして、代表質問は、市長の施政方針に対し会派を代表して質問することができますとあります。一般質問についても、発言のところで書いてありますが、一般的に行政の事務一般ということで市長の施政方針に対して質問できる、できないということは、特に書いてありません。そのような前提の下で、代表質問ならばできて一般質問ではできないということはどうなのかという問いもあったところです。この代表質問と一般質問について要望書が出されておりました、これについて再度協議したいところですが、前回、一般質問の中で施政方針を項目に挙げて発言したのは、私が確認したところ、無会派の方が1人いらっしゃいました。会派無所属の議員です。その方が一般質問したときに、市長が答弁しているかどうかということを確認したところ、平成30年、それから令和元年は、最初は部長が答弁しておりますが、令和2年、令和3年は、市長が最初に答弁しております。それからその後は部長等が答弁しております。私は前回、会派無所属議員の一般質問の中で、施政方針について質問したら市長は答弁していないといったような発言をしましたので、この点、訂正しておわびを申し上げます。それを踏まえて、皆さんのほうで、今、この前の続きについて話をしたいと思えます。代表質問の廃止につきまして、要望書が出されておりました、これにつきまして、それぞれ会派に持ち帰って、再度協議していただいたと思えますので、創政会から特にその後何か付け加えるようなことがあれば、まず聞きたいと思えます。ありますか。特に考えは改めることはないでしょうけど、何か。特にないですね。（「ありません」と呼ぶ者あり）はい、分かりました。それを踏まえて、ほか

の会派にそれぞれ聞きたいと思います。まず至誠一心会から、その後の状況をお願いします。

笹木慶之委員 さきの議会運営委員会での審査の内容を、それぞれ会派のメンバーは全部見ておりました。それを踏まえて話をしたわけですが、そのときに申し上げた私の方向性に異論はないと。もちろん皆で決めたことを私が代表して言ったわけですから、それに対して異論はないということで、しっかり確認をしております。したがって、もうそれ以上申し上げることはありません。

大井淳一郎委員長 協議したけれども、代表質問は維持、維持というか続けるという方針に変わりないということで確認したいのですが。

笹木慶之委員 前回申し上げたとおりです。

大井淳一郎委員長 はい、了解です。それでは、みらい21の長谷川代表からお願いします。

長谷川知司議員 みらい21で話し合ったことを皆様に御報告します。代表質問とは、申し合わせ事項に書いてありますように、市長の施政方針に対し、会派を代表して質問することができる。この会派を代表してということが大事であり、理念を基に質問をするようになると思います。そうしたときに、会派ということを考えて、会派とは今どういう形で、無会派の人との差があるのかということをお話しました。だから、会派としてはまず議運に出ていらっしゃる、それとこの代表質問ができる、主なものはこの二つではないかということでもあります。それで皆様の中で、今、代表質問の廃止についてということがありますが、この廃止ということは、一つの選択だと思います。現在の代表質問がおかしいのであれば、代表質問の、例えば時間、あるいは1人が行うというのを、会派の中で何人でも良いとか、あるいは手続的に言えば施政方針から一般質問

の通告までの時間が短い、それをどうするかとか、もっと会派の中で話し合うべきでないかとか、そういう代表質問を行うに当たるシステムの改善も検討していいんじゃないかという話になりました。それで特にこの度は、改選から初めての代表質問になると思うんですね。ですから、新しく選任された委員の方は理解できていないということもありますので、今回はこの代表質問を継続して、そしてその後、皆様方でどのようにすべきかを検討すべきだと思います。その中で当然廃止というのがありますが、それは一つの選択肢だというのが会派の意見です。

大井淳一郎委員長　みらい21と至誠一心会から話がありました。一心会は前回と同様で、みらい21は、代表質問の意義について言われた後、この度は代表質問を継続した上で、今後は代表質問について協議していきたいと。その中に、廃止という選択肢も当然含まれるといったお話だったと思います。それを踏まえて、もし創政会から何か確認したいこととか、気になる点とかがあれば、おっしゃっていただければと思います。

森山喜久委員　改めて言いますと、創政会では廃止という考えであり、改善したいという要望じゃないということ、まずは押さえていきたいと思えます。前回もありましたが、結局、一般質問と代表質問の違い、一般質問でできないこと、そして代表質問じゃないとできないこと、代表質問だからできることというはっきりとした答えを、内容の面でお聞きしたいです。よろしくお願いします。

長谷川知司議員　申し合わせ事項83ですかね。先ほど申しましたように、市長の施政方針に対して会派を代表してというこの会派を代表するということに、やはり一般質問とは異なっているんじゃないかと。一般質問では、異なることを当然されるべきであり、そのことが一般質問と変わらないというのであれば、それはそれで今後皆様に検討すべきであり、今即廃止というのが、ちょっといかがなものかなというのが会派での考えです。

大井淳一郎委員長 私が冒頭申し上げましたように今、代表質問については、申し合わせ事項 83 に書いてあるように、市長の施政方針に対して会派を代表して質問することができると思います。それに対して一般質問は、一般的には市の行政事務一般についてということですが、前回の議論では、その中には市長の施政方針も含まれるのではないかと、会派の意見を集約した上で、質問する議員が会派の意向を代表して一般質問をすることができるのではないかとといったことでした。創政会は、一般質問でも代表質問と同じ効果を十分上げることができるのではないかとといった話だったと思いますが、森山委員、それでよろしいですか。

森山喜久委員 ですから、委員長が言われたように、施政方針は、一般質問でもできるんですよ。

大井淳一郎委員長 実はですね、はっきりそう書いてあるわけではないです。市の行政事務一般と市長の施政方針というのは、全くイコールではないんですが、ただ、市の行政事務一般に市長の施政方針が含まれないとは必ずしも言えないのが現状です。市の行政事務一般の中に市長の施政方針もあるかどうかということなんですが、これは考え方にいろいろあると思うんですよ。市長の施政方針というのは、あくまでもその年度の予算の編成方針の考え方ですので、市の行政事務一般かということ、これは考え方もいろいろあるかと思えます。ただ、うちの議会でははっきりと分けておりませんので、今の申し合わせ事項の限りでは、一般質問でも市長の施政方針について聞くことができるというのが、皆さんも同じ理解だと思えます。その上で、今創政会は、違いがないんじゃないかということでは言われていると認識しております。

伊場勇委員 事務局に少しお聞きしたいんですけども、施政方針は行政事務に含まれるんじゃないんですか。それは何か曖昧なんですか。考え方で変わるもんなんですか。

大井淳一郎委員長 先ほど伊場委員から質疑あって、私は私の考えを述べたままで、それが当たっているかどうか全然別問題ではありますが、事務局で見解があれば。

島津議会事務局次長 そうですね、ちょっと即答はできないんですけども、今までの市長の施政方針演説を見ますと、前半部分は方針を述べられて、後半部分は各事業について述べられています。当然各事業について述べられているところは、市の事務に該当すると思います。方針の部分については、その方針を基に事業を決定しているところがありますので、市の事務に密接に関係しているとは思いますが、明確にちょっと今ここでどうだということは、調べてみないと即答できません。方針の部分でも、全く違うことを言われていけば、当然、市の事務には関係ないかなとは思いますが。

大井淳一郎委員長 そうですね、前半と後半があって、途中から、最初、そこに載ってあるのは全部対象にしていたんですけど、途中から、ここ二、三年は、前半の部分に絞ってくれということで、なるべく一般質問との差異を見せようとなりました。しかし、これがなかなかうまくいっていないのが現状です。ですから、今事務局が言われたように、私もそう思っているんですが、市長の施政方針が市の行政事務と全く関係ないとは思わないです。しかし、全くイコールかというと、またその前半と後半の関係でつながりはあると思いますが、そうではないという認識でいいと思います。

伊場勇委員 全くイコールではないというところがちょっと引っ掛かるんです。僕はイコールだと思っていて、なので長谷川委員に今回出席していただいて発言をお聞きしましたが、やはり一般質問でもできますよねと思ってしまいます。そこは、創政会としてのまず根本なわけですよ。会派を組む理由として、代表質問と、3人いれば議運に1名出席できるという

のもあります。それ以外に会派を組む理由というのは、根本的に、ここではもう全て言いませんけど、あるわけじゃないですか。だから、会派はしっかりとした理念を持ってやって、議会基本条例にも書かれていますよね。そこをもって、代表質問に対してどういうふうに取り組んでいくかというのは、長谷川委員が今おっしゃっているところだと思うんですけど、その根本的に一般質問でもできることをわざわざ代表質問でする必要はないでしょというところなんですよ。だから、そこは平行線になるのかもしれませんが。基本条例のことを少し話しましたが、ちょっと話題を変えて、前回、笹木委員が基本条例の見直しの件も少し発言されたと思います。基本条例の見直しのことを代表質問についての中で、前期で見直ししたときに、この代表質問の議論がされなかったと。なので、今回また代表質問についてを取り上げていくのはどうなのかみたいなところは、会派で話された発言なんだろうけども、その辺をもうちょっと詳しくちょっとお聞きしたいなと思います。

笹木慶之委員 これは流れの中での話であり、こういう形で代表質問の廃止論が出てくるということで私がそれを申し上げたわけじゃないわけです。ところが、もちろん委員の一部は違いますが、前期の委員の中で基本条例の見直しを行って、その中でいろいろ議論をされた。これはもちろん会派を中心とした話だったと思います。非公式で一部漏れ聞こえたところは、部分的にはあったと思うんですけど、代表質問が、いわゆる体をなしていない部分があるということを言われた。これは、正式な場所ではないかもしれませんが、そのような発言もあったことは、私も聞いております。それはそうだけれども、正式な中で、それをどうしようかどうしようかという議論がなかったということを申し上げたわけです。だから、それがあればそのときに変えておけばよかったんじゃないかなということで、その辺はどうなんですかということを、私はそのときにはメンバーではなかったから申し上げたわけです。そういう意味です。

伊場勇委員 基本条例の見直しのときに、議題にちゃんと上がらなかったから、

今回見直しをするべきじゃないということじゃないんですね。

笹木慶之委員　そこまで申し上げたつもりはありません。

大井淳一郎委員長　至誠一心会のほうで、先ほど森山委員が言われた代表質問できて、一般質問でできないことは何なのかということ、これは従来から創政会が指摘されていたところなんです、それに対して会派の中で協議されましたでしょうか。その問いに答えてくれないといけないということが前回の協議であったと思うんです。代表質問できて、一般質問でできないことがはっきりしないと、議論が進まないんじゃないかという指摘だったと思います。

笹木慶之委員　我々のところは改めてではなしに、確認の意味で、もう一度確認したわけですが、その中でやはり会派を代表してという代表質問の在り方、会派の理念をしっかりとって、我々は6項目の理念を書いておりますが、それに従って、きちっと会派で協議をして、テーマに沿った内容のふさわしいものにしていこうという前向きな形での発言はありました。それと、今言いましたように、議会運営委員会というのは、やっぱり会派の代表者が出るということで、その中で議会運営をしていくということ。そのぐらいしかなかったですね、それ以上のことはなかったと思います。

大井淳一郎委員長　先ほどの話、要は市長の施政方針と市の一般行政事務の関係なんです、これについて、事務局で調べられたようですので、お願いします。

島津議会事務局次長　一般的に、事務の執行の状況等又は将来の方針等についての説明も一般質問の中に含まれます。施政方針というのは、そもそも1年間の基本方針や政策についての市長の姿勢を述べるものですから、これは一般質問の範囲に入るものと考えております。

大井淳一郎委員長　ということです。

宮本政志副委員長　今の議論といいますかね、森山委員の質問に対して、みらい21と至誠一心会から答えを頂いていますが、もう平行線だと思います。会派の代表だとか施政方針うんぬんということは、代表質問じゃないとできません、一般質問じゃ無理なんですということの論点というのがはっきり伝わってこないんで、これは平行線だと思います。みらい21にちょっとお聞きしたいのが、さっき廃止も一つの選択肢として会派で出ましたと言われましたよね。今までは廃止ということは全く考えていなかったけども、廃止が一つの選択肢と出てきたと。それは、どういう理由から廃止も一つの選択肢と出てきたのかを具体的にお聞きしていいですか。

長谷川知司議員　先ほど言われましたように、代表質問と一般質問の差がどうなのかということをお私たちが考えた中で、やはり答えは、理念を基に会派を代表して質問するということがありましたけど、それが体をなしていないというのであれば、やはりどうしたらいいかということをお私たちが考えんにゃいけないと思います。やみくもにこれを続けるというんじゃないなくて、どうしたら代表質問がきちんとできるようになるのかということをお検討すべきだと思います。その中で、廃止もあるんじゃないかということです。だから、絶対にこれを続けるという話ではなかったんです。

大井淳一郎委員長　今、宮本副委員長が言われるのは、廃止という議論がうちの会派でもあったわけですが、それが今までそういう議論がなかったのか、なぜ今回廃止ということも一つの選択肢という発言に至ったのかという理由をお教えていただきたいということです。

長谷川知司議員　ですから、どうしたらこの代表質問がより充実したものになるかということをお話したときに、先ほども言いましたが、時間を考える、

それから今一人でしかできないが、代表質問は会派の中で何人でもできるということでもいいんじゃないかとか、あるいは手続的に施政方針から質問通告までの時間が短過ぎる、もっとその間を延ばすということもあると思うんですね。そういうことも出てきました。また、それができないならどうするかということの中で、中止あるいは廃止ということも出てきたということです。だから検討の中で良い方向に行くためにどうしたらええかということの中に、廃止という部分もあっていいんじゃないかということなんですね。絶対これをやるんだというスタンスではなくて、あらゆる選択肢の中から考えていこうということが出てきたわけです。

宮本政志副委員長　ということは、まず、体をなしてないということは、代表質問の質が低いからということですか。まず1点。

長谷川知司議員　私は体をなしてないとは思っておりませんが、そういう声があるということだけを言っただけです。

宮本政志副委員長　もう一つは、60分という時間とか施政方針が分かってから代表質問までの期間といった方法論も言われたんですけど、そうすると、方法論が現状から改善されない場合や代表質問の質が改善されない場合を前提としたら、廃止も会派の中で出てきたんですよというふうに受け止めていいんですか。

長谷川知司議員　そうです。やはり今ある代表質問の事務的なこと、それから時間も質問者も含めて、これがベストだという考えではないということです。ですから、これをどのようにしていくかということを考える必要があると思うんです。そうした中で、様々な選択肢で考えたということです。

大井淳一郎委員長　うちの会派は代表質問を続けようということ、いけないと

ころがあれば改めていこうという考えが基本にあります。ただ、創政会からこのように案が出されておりますので、みらい21の考え方とすれば、代表質問は今回はやった上で、それを踏まえて代表質問の改善点とかを検討するんだけど、それがどうもうまくいかないということがあれば、廃止も選択肢の一つということです。ですから、私たちの会派でも前に話したときは、何が何でも維持しようとかそういう意味ではなくて、もう廃止も一つの選択肢で、こういった要望も出ていますので、それも考えていくということで、ずっとやるという意味ではないということです。

宮本政志副委員長 まず前提として、私ども創政会は、今の代表質問の質が低いからとか、そういう意味で廃止しようとしているんじゃないんです。一般質問でもできることだから、代表質問を廃止していきましようというのが前提です。そこはもう前置きしておきます。それと、二党派にお聞きしたいのが、今、委員長から言われたことも踏まえると、今回の代表質問の廃止についての議論は、今回の議運で終わるんじゃなくて、来年の3月定例会で代表質問の時期が来ますから、その時期も踏まえて継続的に議運で扱っていくというふうに受け止められるんです。その辺りのお考えをお聞きしたいです。

大井淳一郎委員長 まず、至誠一心会からお願いします。

笹木慶之委員 議会運営委員会というのは、やはり議会をよりスムーズに、やっぱり適切な管理運営をしていくというための委員会ですから、やはりその上には、互譲の精神に立ってしっかり議論していくということが大事だと思います。ですから、これでもう全て終わりということをお私どもも申し上げているわけじゃないわけで、現状から考えると、やはり続けていくべきだという方向ではありますが、継続して協議していくところについては、やぶさかではありません。

大井淳一郎委員長 では、みらい21からお願いします。

長谷川知司議員 至誠一心会が言われたのと同じ考えではありますが、ちょっと私たちの中で疑問になったのが、廃止の前にどうしたら代表質問が充実するかということを創政会で検討されたかどうかです。そこを教えてください。

大井淳一郎委員長 そうですね。それをちょっと教えていただければと思います。

伊場勇委員 代表質問がより充実するか、それはしました。

長谷川知司議員 良かったら、どういうことを検討して、どこが駄目だったのかを教えていただければと思います。

伊場勇委員 良くする、充実させるというところについては、申し合わせ事項の代表質問の項目にも書いてあるとおり、会派の理念をしっかりと質問に入れていく。会派内でしっかり議論して行って代表質問が行われていると思うんです。それについては書かれているとおりでと思うので、これを良くしようというか、その仕組みを変えようというところまでは、議論していません。そもそもの論点が、何度も言いますけども、一般質問でもできますよねというところなんです。会派で調整して、一人が会派の代表として一般質問で施政方針について聞くことができる。そして時間が60分よりも長く、70分あるんですよ。本市議会では議員個人みんなに70分保障されている、平等に。一般質問でも、会派の中で考え、仕組み、やり方をしっかりまとめて出すことができるので、代表質問は要らないという方向になったんです。だから、今の代表質問をより充実させるためにという議論はしていません。ただ、今この代表質問の在り方がどうなのかというところはしっかり議論した上で、この要望書を出させてもらったということです。

長谷川知司議員　みらい21はそうではなくて、代表質問をどうしたら充実するかということを考えていたわけですね。そこでスタートの違いがあるから、私は創政会の考えることをちょっとまだ理解できていないんですが、一般質問と代表質問にどのような違いがあるかという考えではなくて、この申し合わせ事項による形で代表質問を充実させるためにはどうしたらいいか。今言われましたように、時間が60分なら、それをもっと延ばしてもいいんじゃないか、それからさっきも申しましたけど、会派の中でもっと話せるように、質問通告までの時間をもっと取って、施政方針に対して会派で十分練れるようにしてもいいんじゃないかとか、それからまたもう一つあったのが、質問者が一人となっていますが、会派の中で、より専門な人が専門なことを聞くということでもいいんじゃないかとか、そういうことを会派の中では考えました。だから、そのスタートが創政会とみらい21ではちょっと違うなと今感じました。

宮本政志副委員長　先ほど伊場委員が言われたことは確かに創政会の議論の中でも出たことで、前回も言ったと思いますけど、今うちの議会22名のうち議長を除いて21名が、定例会ごとに一般質問で一人につき70分の権利があるわけです、平等に。だから、やろうと思えば年に4回70分、全議員が一般質問をできるんです。でも、全国的に調べてみたときに、議長を除いて全議員が必ず定例会で一般質問をできる議会ばかりじゃないんですよ。できない議会もあるんです。そこで不公平感がやっぱり出るわけです。だから、その是正のために代表質問を創設しているというところも資料を取り寄せていろいろ研究したんです。そうすると、先ほど長谷川議員が言われた代表質問の方法論の話じゃなくて、そもそも議長を除く21人の議員全員に一般質問という権利が与えられているのであれば、その一般質問の中で、会派を代表しようと会派の共通理念を基にしようと、いろんなところを質問できるわけですから、代表質問をもう廃止したらいいんじゃないかということなんです。我々はそこをスタートにしたんで、さっき言った平行線になってくるんです。みらい21は、今方法論のことをおっしゃっていますが、うちはもう方法

論以前に、代表質問を廃止ということで入りましたんで、その辺りをちょっと付け加えさせてもらいます。

長谷川知司議員 ちょっと確認なんです。はい。今の議長以外ができると言われました。議長も一般質問はできるんじゃないんですか、やる気があるないは、別として。

大井淳一郎委員長 可能は可能です。ただ、議長席を降りるのは、普通はないという感じです。やっているところがあります。権利はある。ただ、宮本副委員長が言われたのは、実質的には議長はしていないだろということと言われたと思います。ごめんなさい、事務局で、さっき何か答弁しようとしていましたか。（発言する者あり）ああ、本当、違う。分かりました。（発言する者あり）承知しました。みらい21や至誠一心会と、創政会ではスタートが違って、当然論の運びも違うので、平行線になるのは間違いありません。それで、ここで提案なんです。副委員長も少し言われましたように、この3月定例会で、代表質問をみらい21と至誠一心会がされると。それとあわせて、一般質問のところ、市長の施政方針を聞くということ、今までは共産党だけだったんですけども、できればですけど、これはもちろん強制できませんが、創政会には一般質問の中で施政方針について聞いていただいて、それらをやってもらって、その上で代表質問の在り方について、それこそゼロベースで考えていくということで、いかがですかね。

伊場勇委員 これは会派で話さなきゃいけないことなんですけども、基本的に廃止で出していて、施政方針についてどうかというのは、また会派内で話すべきことですので、委員長の意向は受け取りますけども、それをするかどうかは、今はっきり言えません。お願いされてもというところがちょっとあったんで、一言、ちょっと意見させてもらいます。

大井淳一郎委員長 そこは冒頭ちょっと言いましたように、強制はできません

がということで、これは創政会で考えていただければいいんですが、その前の話で、今回は代表質問を実施するけれども、今後は、令和5年度になるのかな、代表質問をするかどうかについては、在り方をゼロベースで考えていくという提案をしています。いかがですかね。提案しているのは、今回の代表質問は予定どおり実施する。令和4年度施政方針に対する代表質問は実施する。それを見た上で、代表質問を続けるべきかどうかをゼロベースで考えていきたい。だから、もう廃止ありき存続ありきではなくて、ゼロベースで考えていきたいということなんですが、その提案については、いかがですか。

伊場勇委員　ゼロベースというのが、ちょっとあれなんですけど、出した要望書もゼロにしてもらっては困るんで、それも含めながらというところであれば。

大井淳一郎委員長　そうですね、ちょっと私の言葉が少し適切ではなかったと思います。それを見た上で、要望書について検討するという意味で行きましょう。失礼しました。

笹木慶之委員　その点についてその方向性でいいと思います。委員長にあえてお願いしておきますが、以前から、前回も申し上げましたけど、施政方針の議員に対する提出時期の問題があります。もう少し早くと言っておりましたが、そういったことも含めてやっぱり考えていただきたいと思っています。これはずっと今まで継続して言っておりますから、その辺のところも踏まえてのということでしょうか。

大井淳一郎委員長　これにつきましては、前回からずっと執行部には言っておるんですが、執行部も当日でないと出せないということで、私たちもちょっと時間がないですけれども、まず、施政方針について通告して、次の日に詳細なものをやるということで決めております。今回、代表質問は存続しますけれども、今このようにして要望書も出されておりますの

で、やり方とすれば現状維持でいきたい。至誠一心会の要望も分かりま
すし、これもずっとやってきたんですけども、これは執行部の調整もあり
ますので、執行部が今の体制である限りは、どうしても施政方針とい
うのは当日にならないと出てこないということです。これは今回も続け
ていくということになると思います。今後、その点をどうするかという
のは、また代表質問の議論の中には入ってくるとは思いますが、今回は
これで行きたいと思います。

笹木慶之委員 要望書に対する対応についてはそれでいいんですけど、今まで
どおり、今までもずっとやってきたじゃないですか、できるだけ早く出
してくれと。これについては継続してもらえるとということですか。でき
るだけ早く出してほしいということを継続して言っていただけると理解
していいですか。だから、要望書に対する取扱いの中での委員長発言に
ついて、それ以上のことは言いません。ですが、それ以外に、今までも
う既にもっと早く出してくれんかということをやっているとずっと言っているじゃな
いですか。それについては継続して、要望といいますか、執行部に話し
ていただけると理解していいんですかということですか。

宮本政志副委員長 事務局にお聞きします。笹木委員が言われた、早く施政方
針を出してくれと言っているじゃないですかというのは、それは例えば
議会から、議長から、議運からですか。詳しくちょっとお聞きしたい。
正式にはどうしていたか。

島津議会事務局次長 これまで、議運の委員長並びに議長とで、施政方針を早
めに頂けないかということは、二度か三度ぐらい執行部に依頼しに行っ
ております。ただ、執行部としても、その案文については、ぎりぎりま
で手を入れているところもあるのではないかと思います。そのときにな
らないと出せないということで、これまではずっと断られております。

宮本政志副委員長 だから、そういうことも踏まえて、先ほどの委員長の従来

どおりという意味合いだったと思うんですけどね、委員長。

大井淳一郎委員長 従来どおり……委員の要望でしたので、これまでも二度、三度、こちらから要請はしております。ただ、それに対する回答が、いろいろ調整があって、当日でないと出せないという返答が続いているということです。ですから今回もお願いしても、恐らく同じことだろうと思いますので、この度の代表質問も同じ運用になるということです。要望は前からあったんですけど、それはかなっていないということです。ただ、私たちとすれば、代表質問については2段階通告にして、締切りを設けることで、少しでも施政方針を見る機会を増やすということはしているということです。笹木委員からも含めての要望は言っているけど、返ってこないということです。ですから、今回も返ってこないの、従来どおり行かせていただきたいと。だから、要望しなくていいということではないです。

笹木慶之委員 それ以上強制するわけじゃありませんが、その要望は続いてやっていただきたいということを申し上げているわけです。

大井淳一郎委員長 それは一つの要望ということで行きたいと思います。

長谷川知司議員 要望して駄目ならそれはもう仕方ないと思いますが、それならそれなりの対応を議会がしないといけないと思います。施政方針が出て、一般質問、代表質問をするに当たって、それを十分検討するだけの時間を議会の中で取って日程を組めばいいんじゃないかと思います。ゼロベースの中でそれも一つ今後の検討に加えたらどうかなと思います。

大井淳一郎委員長 分かりました。次回日程についてがあります。今言われたことも踏まえて、これも一つの案で、代表質問並びに一般質問の日程をちょっとずらすということもあったんですが、やはり委員会のところの日程もありますので、その辺の調整ということは、御意見いただいたの

で検討はいたしますが、次回の会議日程のところでもたというか……

宮本政志副委員長 委員長も長谷川委員も言われるのは、この3月定例会の代表質問から今の変更を言われているんですか。そこをお聞きしたい。

長谷川知司議員 先ほど委員長も言われましたように、この3月はもうそれでいくということで理解しております。（「従来どおり」と呼ぶ者あり）従来どおりで。ただ、今後ゼロベースで考える中の一つに、そういうこともあるんじゃないかということです。

大井淳一郎委員長 そういう意味ですね、はい、分かりました。ちょっと意思疎通ができていませんでした。それはもちろん、もし検討した上で代表質問を実施するというのであれば、そういった日程も入ってくると思います。それはまた、令和5年度になりますね。

長谷川知司議員 代表質問をすとかしないとか、廃止とか、どちらにするにしても、施政方針が出て一般質問の通告をするまでの期間が短いのであれば、それは私たち議会側で十分協議できる日程を取って、それで通告までの時間を変更すればいいんじゃないかということなんです。来年度から。次回から。今回じゃないです。だから、それを今、ゼロベースで検討する中で、そういうことも含めてされたらどうかなということです。

大井淳一郎委員長 それは日程の話で、今回ではないということですので、今回は現状で行きたい。

中村議会事務局主査兼議事係長 先ほどの笹木委員の件は、最終的にどうなったのか、はっきり結論を出すべきかと思います。今年度のことかどうか。今までは、大井委員長がおっしゃったように、毎年度毎年度その話が出て、恐らく議運できちんと話をして、島津が申したように、委員長と当時の議長が執行部にお問い合わせに行ったと思うんです。今、笹木委員は、今

年度のこの3月のことをおっしゃっているように聞こえました。今回の代表質問においてどうするか結論がまだちょっと曖昧だったような気がするのですが、そこをちょっとはっきりさせたほうがよろしいのではないかなと思います。

大井淳一郎委員長 そうですね、そうだと、あれだな。

笹木慶之委員 私が申し上げたのは、さっき言われたように、委員長が言われたのは、要望書が出てきたことの対応についてはこのようにしますと言われたから、それでいいということなんです。ただ、それ以外で動いているじゃないですか。施政方針を早く出してほしいということについてはどうされるんですかと尋ねたわけで、今までも何回もやっているわけですから、要望書は関係ないわけですよ。可能であれば整えてほしいということをお願いしたんです。だから、無理なら無理で、もうしようがないじゃないですかね。だけど、委員長も継続してやってきたけれども、どうもよく分からん、ちょっと無理かもしれんという言い方されましたけど、話さんにや分からんことですよ。話してみないと。もう話されないということですか。別の問題でね、今までやってきたことを継続して要望してほしいということをお願いしたんです。

宮本政志副委員長 だから、従来どおり今回の代表質問に関しても、議運の大井委員長と高松議長で、なるべく施政方針を早めに出してくれないかという要望は、引き続き今回の代表質問にもするかどうかってことを今お聞きなんですね。（「そうそう」と呼ぶ者あり）それに関しては、先ほど委員長は従来どおりの方向でと言われたんですから、従来どおりということは、議運の大井委員長と高松議長で、施政方針を早く出してくれないかという話を執行部にしていけますよと、これは変更ないですよという意味合いで言われたんじゃないですか。

大井淳一郎委員長 そうですね、これは前から頂いている意見ですんでやりま

す。今回、要請するかどうかということについては、少し議長とも相談させてください。今回要望するかどうか。（「その前に、皆さんが要望してくれということあれば」と呼ぶ者あり）了解、分かりました。皆さん、どうですか。今回、代表質問の廃止という要望も出ておりますが、ということがあるからね、まとまらんのやないかというところもあるんですが。

宮本政志副委員長 少し提案で、この議運のメンバーというのは、各会派から代表である程度全面委任をされて出ていますから、この場で即答できる環境だと思います。今のことに関しては、創政会は、はなから今回代表質問は廃止を前提で出していますから、従来どおりの代表質問の施政方針を早く出してくれということに関して、要望するかどうかということ、ちょっと3人で話すため、今から5分程度のお時間を頂きたい。その後、創政会としての結論を出しますんで、少し5分ほど暫時休憩を入れていただけたらと思います。

大井淳一郎委員長 承知しました。では、ここで暫時休憩します。

午前11時48分 休憩

午前11時54分 再開

大井淳一郎委員長 それでは委員会を再開します。至誠一心会から、施政方針を早く出してほしいという要望は引き続きされるのかということに対してですが、創政会でどうなりましたか。

伊場勇委員 早く施政方針を出してほしいという要望については、今回、3月定例会で代表質問をするので、される方のことを思えば、毎年要望しているということですし、今回も要望されていいんじゃないかという意向です。

大井淳一郎委員長 分かりました。今の創政会の意見がありました。至誠一心会とみらい21も、創政会がせっかく提案していただいたので、今回も引き続き要望するということによろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）これについてはそのように決定したいと思います。それでは確認します。代表質問については、引き続きというか、この度は実施するけれども、実施後に状況を見て、創政会から出されている要望書を基に、代表質問についてどうするかを引き続き協議していくということで決定したいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのようにしたいと思います。それでは2番目、その他ですが、皆さんから何かありますか。

中村議会事務局主査兼議事係長 新型コロナウイルス感染症の拡大により、一般質問と傍聴自粛を過去に一度行ったことがあります。それが令和2年4月です。10月に議運で自粛を解く方向を一度決定して、現在は、傍聴していただけるようになっています。今の新型コロナウイルス感染症の状況を見て、傍聴の在り方というか、今までどおりにするのかを、今日ちょっと決めるのは難しいでしょうから、次の定例会に関する議運までに会派に持ち帰っていただいて、次の議会運営委員会で、皆さんで議論していただけたらと思います。取っている措置は、きちんと事務局に来局していただいて、氏名を書いていただくこと、これはきちんと総務課に届出を出すことによって、情報を取得することを根拠として持っているということ、それと議場では席を一つずつ開けて座っていただくこと、事務局での検温も、熱がある方は御遠慮していただくとか、いろいろ通常の今のコロナの措置を取っておりますので、それをどのようにするか。今日はいきなり難しいでしょうから、次の議運で議論していただけたらと思います。

大井淳一郎委員長 事務局からありました、一般質問の傍聴のほうですが、自粛ですが、これについて、各会派に持ち帰って協議していただければと

思います。次回の議会運営委員会のところ、それを含めて、結論を出したいと思います。議長、よろしいですか。失礼しました。

笹木慶之委員 事務局にお尋ねしますけどね、市の方針として、市の方針が、今回、多少、多く出ていますよね、いろんな面で。市の方針や対応そのものの変った部分があるんですか。

尾山議会事務局長 職員に対しての対応ですけど、例えば同居の家族が濃厚接触者となった場合には、職員は、自分に症状がなければ、これまでは、出勤することになっていましたけど、濃厚接触者となった家族が、検査結果でシロと出るまでは、出勤を取りやめると。出勤しないというような扱いで、より慎重な対応というか、厳しい対応というか、そういうようなことになってきております。職員自身も、当然症状等があれば出勤は当然取りやめて、すぐ病院に行くというのは当然のことですけど、そういうふうなことで、いろいろ、だんだん厳しく基準はなっています。議会が始まりますと、職員と議員というのは長時間にわたって同じ部屋でいろいろ仕事をするようになりますから、ある程度、同じようにしたほうがいいのかなとは思っています。

笹木慶之委員 それ、なぜ私聞いたかということ、もちろん会派で話をするときに、市の対応が変わっておれば、そのことも伝えた上で判断しなきゃならんということになりますからね。それともう一つはね、事務局に余り聞いてもいけんかと思うんだけど、ほかに聞く方法がないからですが、今日実は3月の津布田小学校の閉所式の案内が来ていたんです、出欠の。ところが、いろんな私どもほかの団体で行事をするところにおいて、3月の日程が、実は、市がこういう状態だから中止しようとか廃止しようとかという話がどんどん出ているんです。その辺がばらばらなんで、さてどうなんかいなというところも実はあるんです。かなり先の長い話なんです、ところが議会はその前に始まるじゃないですか。その様子がよく見えないとなかなか難しい面があるなという気もありまして。ただ、

3月の上旬までの公式行事は全部中止しているんです。（発言する者あり）いやいや、我々の民間サイドの問題、それは市の背景を受けて止めたんです。いろんな、福祉の問題というようなことがありますけど、そういうことがちょっとよく見えない状態の中で、もちろん、会派で話をしますが、そのため、市の対応がどうなのかを聞いたわけです。

尾山議会事務局長　今は山口県が2月20日までまん延防止の対象地域になっていますので、山陽小野田市は20日までのイベント等の開催の対応は決めましたが、それ以降については、また延長となれば、2月20日を待たずに、その二、三日ぐらいに、執行部がまた対策本部を開いて、2月21日以降の方針を決めると思いますので、それで決まるということです。今は、2月21日以降については未定ということになっております。中止とか延期とか決めているものはないと思います。

笹木慶之委員　はい、分かりました。

伊場勇委員　今日話すことじゃないかもしれませんが、要望書が出て、前回秘密会のことについて議論したじゃないですか。そのことについてなんですけども、もうちょっと、議会基本条例には積極的に公開すると書いていますし、その点も含めたもう少し深い議論が必要なんじゃないかなと思っていますので、またそのことについては継続してちょっと調査研究して、また要望者の方にも御回答を出さなきゃいけないと思います。その点についてはまたちょっと議論が必要じゃないかと考えております。

大井淳一郎委員長　はい、分かりました。それも踏まえて、要望書の項目が幾つかあります。政治倫理条例の見直しのこともありますので、そういった議論をする中で、そのことも含めて回答しなくてははいけませんので議論を深めていきたいと思います。そのほかはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上をもちまして、議会運営委員会を閉じますお疲れ様でした。

午後 0 時 3 分 散会

令和 4 年（2022 年）2 月 9 日

議会運営委員長 大 井 淳一郎